

ご入院期間が 180 日を超える患者様へ

同じ症状による通算のご入院が 180 日を超えた日から選定療養の対象となる場合があります。この場合、入院基本料のうち 15%は特定療養費として保険給付対象からはずれ、患者様にご負担いただくこととなります。

なお、当院でのご入院が 180 日に達しなくても、他医療機関の入院期間を合算して 180 日を超えた場合には選定療養の対象となる場合があります。

180 日を超えた日より、患者様にご負担いただく料金

一般病棟入院基本料（急性期一般入院料4）・・・1日につき 2,080 円

※以下の状態にある患者様は選定療養の対象とはならず、特定療養費の徴収はいたしません。

- ◎ 厚生労働大臣が定める難病に罹られている方
- ◎ 重度の肢体不自由者、重度の意識障害者（日常生活自立度ランク B 以上）
- ◎ 脊髄損傷等の重度障害者
- ◎ 人工呼吸器を使用されている方